

令和5年6月9日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、四国化工機株式会社（所在地 徳島県板野郡北島町）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 佐野 幸雄 （内線：2511）

○契約課 課長補佐 西原 弘之 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 田口 由美子 （内線：5880）

経理調達課 課長 野路 靖雄 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
四国化工機株式会社	徳島県板野郡北島町太郎八須字西ノ川10番地の1

2. 指名停止措置期間

令和5年6月9日から令和5年8月8日まで（2ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と軽微ではない工事について下請契約を繰り返し締結した。また、そのうち1件の工事において同法第16条第1項の規定に違反して、同法第3条第1項第2号に掲げる区分による許可を受けずに下請代金の額が建設業法施行令第2条に規定する金額以上となる下請契約を締結した。さらに、同法第26条第2項の規定に違反して、当該工事現場において監理技術者を設置しなかった。

このことが、建設業法第28条第3項に該当するとして、令和5年3月28日、東京都知事より監督処分（営業停止32日間）を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして東京都知事から監督処分（営業停止命令）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。また、前記措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内